

令和4年3月17日

保護者の皆様

土浦市こども未来部保育課

保育施設等における登園自粛要請の解除について

保護者の皆様には、日頃より新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をいただき、心より御礼申し上げます。

さて、市内の新型コロナウイルスの子どもへの感染拡大防止を図るために、市内小学校のリモート学習期間にあわせ、令和4年3月14日（月）から令和4年3月19日（土）まで、ご家庭での保育が可能な方への登園自粛の要請を行っております。

このたび、茨城県のまん延防止等重点措置の解除を受け、市内小学校におけるリモート学習期間が終了となるため、保育施設等の登園自粛要請も令和4年3月19日（土）で解除いたします。

しかし、依然として感染拡大への注意が必要な状態が続いていることから、基本的な感染防止策の徹底と、保育施設等への登園では、必ず登園前に、ご家庭にて児童の体温を測定していただき、熱や風邪症状、また、体調不良があるなど普段と様子が違う場合は、解熱後24時間以上が経過し、症状が改善傾向となるまで、登園を控えていただくなど、引き続き感染拡大防止に向けて、ご理解とご協力をお願いいたします。

1 登園自粛解除

- ・令和4年3月22日（火）から、通常保育といたします。
※ただし、感染者が発生している保育施設等を除く

2 対象施設

- ・市内の認可保育施設（保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業所）

3 利用者負担額（保育料）の取扱い

- ・令和4年3月14日（月）～令和4年3月19日（土）の登園自粛要請期間においての利用者負担は、日数に応じて減額いたします。

4 その他

- ・お子様への感染を防止するためにも、ご家族、同居されている方の健康観察や、体調に異常がある場合「行事等への無理な参加はしない」など、ご対応をお願いいたします。
- ・今後の感染状況により、再度の登園自粛要請や、感染が確認された場合は、臨時休園等を行う場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

お問合せ先
土浦市こども未来部保育課
TEL:029-826-1111 内線 2418・2419